

すみだ福祉保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第19号

すみだ福祉保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

すみだ福祉保健センター条例施行規則（平成12年墨田区規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。